

【基本部分：認知症対応型通所介護費】

H30.4.1現在

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費		
		基本単位	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)
5時間以上 6時間未満	要介護1	764 単位	806 円	1,612 円
	要介護2	845 単位	891 円	1,783 円
	要介護3	927 単位	978 円	1,956 円
	要介護4	1007 単位	1,062 円	2,124 円
	要介護5	1089 単位	1,148 円	2,297 円
7時間以上 8時間未満	要介護1	885 単位	933 円	1,867 円
	要介護2	980 単位	1,034 円	2,068 円
	要介護3	1076 単位	1,135 円	2,270 円
	要介護4	1172 単位	1,236 円	2,473 円
	要介護5	1267 単位	1,336 円	2,673 円

※利用料の算定については、利用単位の合計に 10.55 を掛けた値が金額となります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額		
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)
個別機能訓練 加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、 利用者へ機能訓練を行った場合 (1日につき)	27 単位	28 円	57 円
サービス提供体 制強化加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月つき) ※加算Ⅰイ、加算Ⅰロ又は加算Ⅱのいずれか 1つを算定する。	18 単位	19 円	37 円
サービス提供体 制強化加算Ⅰロ		12 単位	13 円	25 円
サービス提供体 制強化加算Ⅱ		6 単位	7 円	12 円
入浴介助加算	入浴介助を行った場合 (1回につき)	50 単位	53 円	105 円

生活機能向 連携加算	当該加算の算定要件を満たす場合 (1月につき)	200 単 位	211 円	422 円
栄養改善加算	管理栄養士が利用者ごとの栄養状態等に配慮 した栄養ケア計画を作成するなどのサービス を行った場合。(1回につき)	150 単 位	158 円	316 円
栄養スクリーニング 加算	利用者に対し、6ヵ月毎に栄養状態について「確認を 行い、当該利用者に係る情報を介護支援専門員に文 書で共有した場合に算定する。(1回につ き)	5 単 位	5 円	10 円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、 特性やニーズに応じたサービスを行った場 合。(1日につき)	60 単 位	64 円	127 円
口腔機能向上加 算	言語聴覚士等が、利用者ごとの個別の口腔機 能改善管理指導計画を作成するなどのサービ スを行った場合。(1日につき)	150 単 位	158 円	316 円
介護職員処遇改 善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※加算Ⅰ～Ⅴのいずれか1つを 算定する。 ※当該加算は区分支給限度額の 算定対象から除かれます。	利用単位の10.4%		
介護職員処遇改 善加算Ⅱ		利用単位の76%		
介護職員処遇改 善加算Ⅲ		利用単位の42%		
介護職員処遇改 善加算Ⅳ		加算Ⅲの90%		
介護職員処遇改 善加算Ⅴ		加算Ⅲの80%		

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件(概要)	減算額		
		単位数	利用者負担金 (1割負担の方)	利用者負担金 (2割負担の方)
送迎を行わない 場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介 護事業所との送迎を行わない場合 (片道につき)	47 単 位	49 円	99 円
同一建物減算	同一建物居住又は同一建物から利用する方に サービスを行う場合(1日につき)	94 単 位	99 円	198 円

